

農業ITを安心して使うために！ ～農業ITサービス標準利用規約ガイド概要版～



平成28年3月
内閣官房 情報通信技術（I T）総合戦略室

I. 農業 I Tサービス標準利用規約ガイド作成の目的



生産者の権利が守られた農業 I Tサービスの普及

篤農家の「匠の技」を I T技術を用いて「形式知」化

A I 農業（アグリ・インフォマティクス農業）、スマート農業の実現

農業情報の
多様な連携

情報利活用
ビジネスの創出

ソリューションの
構築

次世代を担う
新たな価値創造

我が国農業の産業競争力強化をもたらすイノベーションの牽引

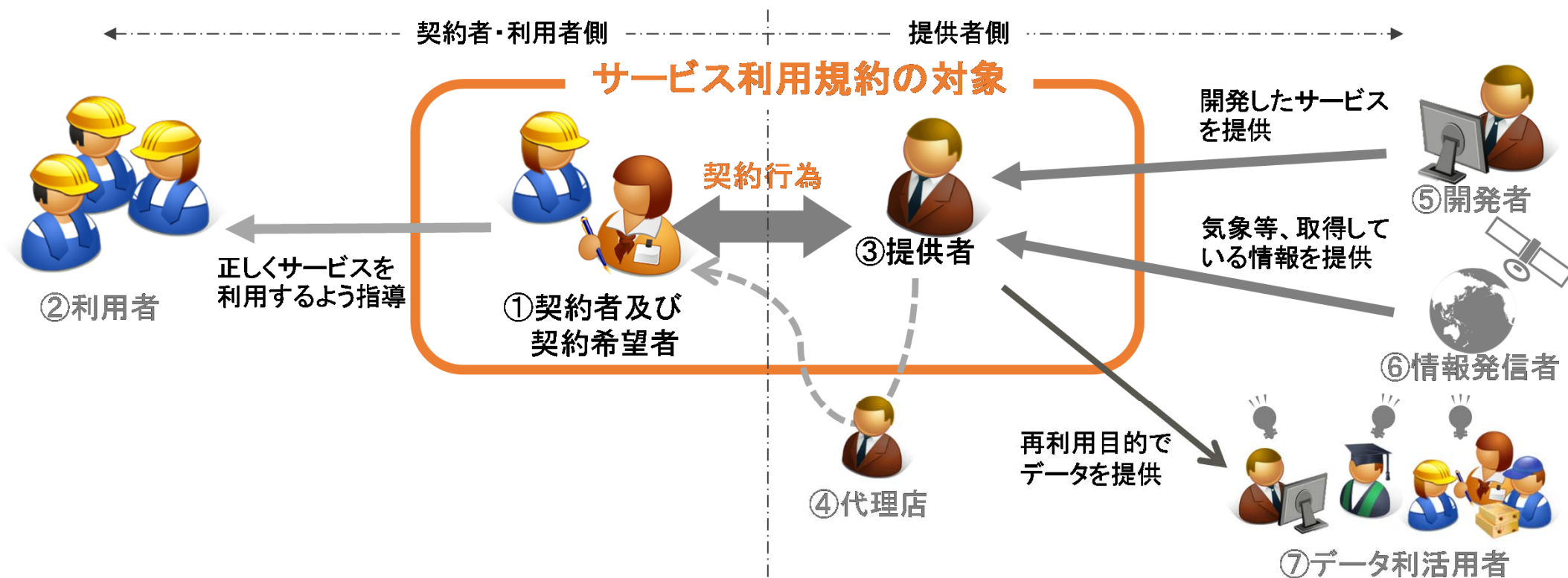
農業 I Tサービス標準利用規約ガイドは…

- 特に権利や義務について、どこを注意して確認する必要があるかを示す
- 記載されるべき事が記載されているかどうかを簡単にチェックする

Ⅱ．農業 I Tサービスの全体像と 標準利用規約ガイドの対象

Ⅱ-1. 農業ITサービスのステークホルダー

- 農業ITサービスに利害関係が生じると考えられる者（ステークホルダー）のうち、ガイドの対象は「①契約者及び契約希望者」と「③提供者」との間における取り決めと位置付ける



①契約者及び契約希望者

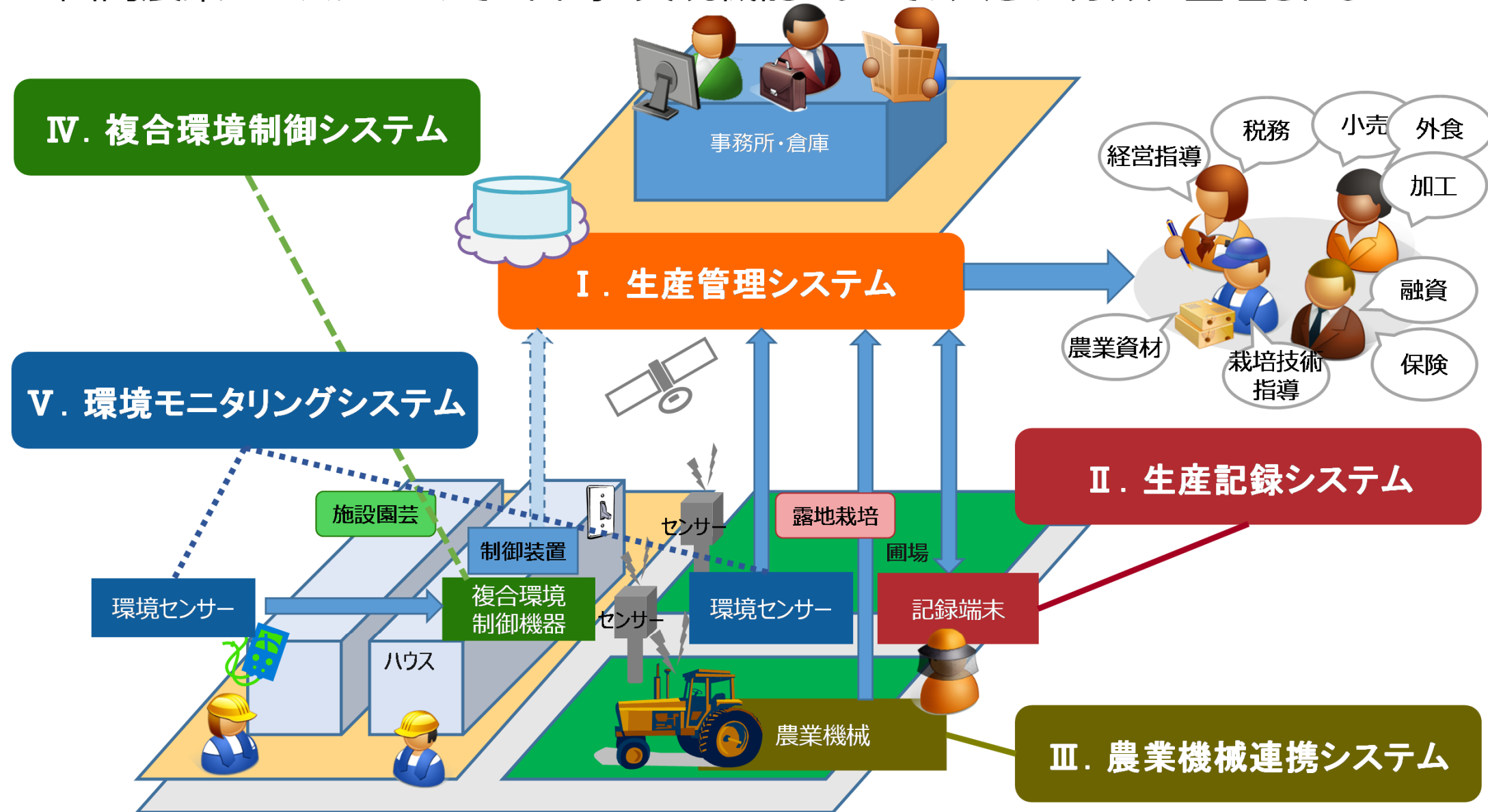
サービスの提供者(③)と農業ITサービスの利用・購入契約を締結した者(機関)、又は締結しようとする者。サービスの利用者(②)と同一の場合もある。経年により、利用者(②)等が契約者となる場合もある。

③提供者

有償・無償に係わらず、農業ITサービスの提供を行う者(機関)。農業ITサービスの契約者及び契約希望者(①)からみて契約を締結した者、又は契約を締結しようとする者。直接、農業ITサービスを開発していない者で、サービスの開発者(⑤)とサービス提供の契約を締結した者を含む。

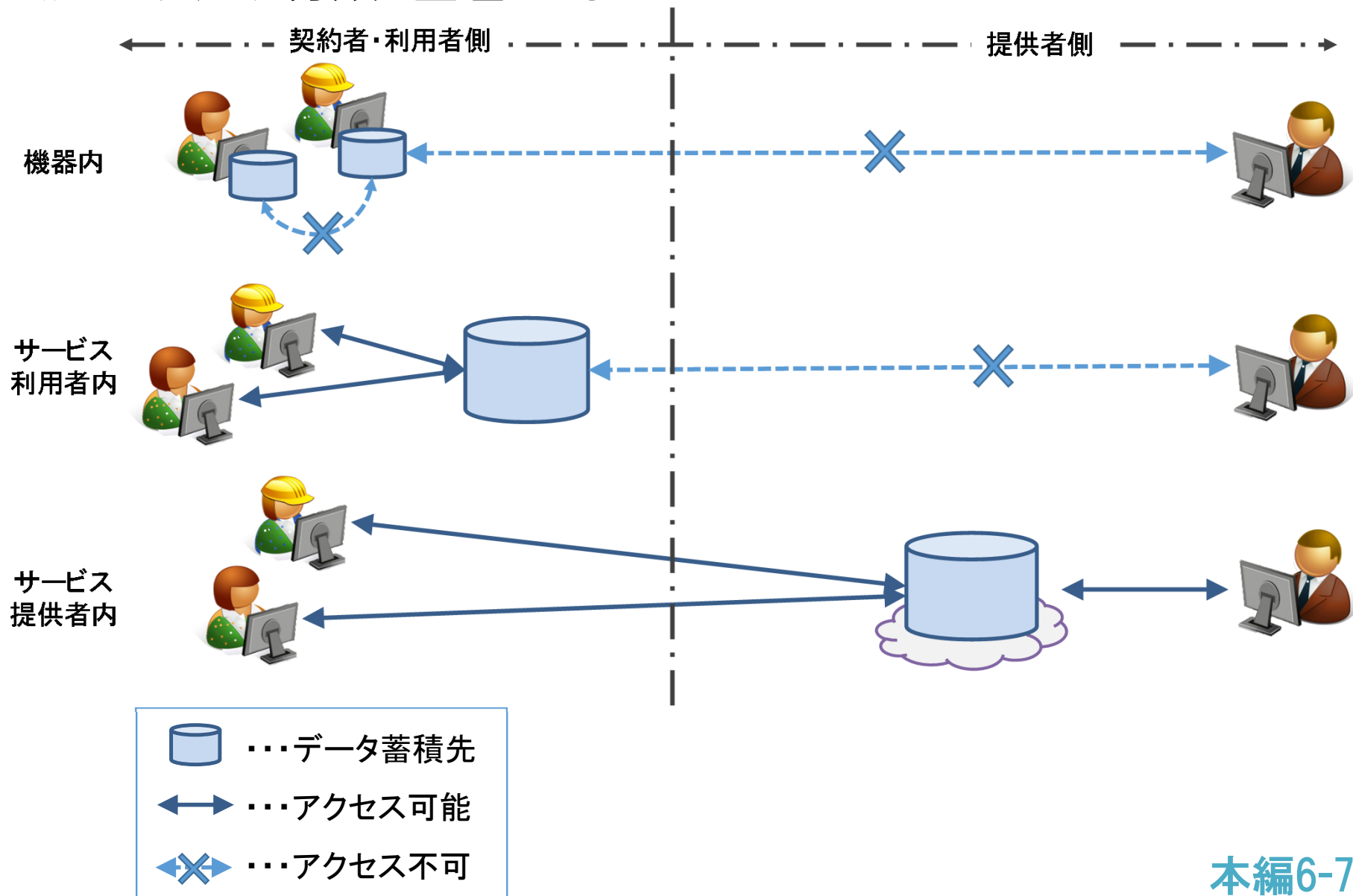
Ⅱ-2. 農業 IT サービスの機能ごとのシステム分類

➤ 国内農業ITシステムは、その目的と実現機能によって、大きく5分類に整理される



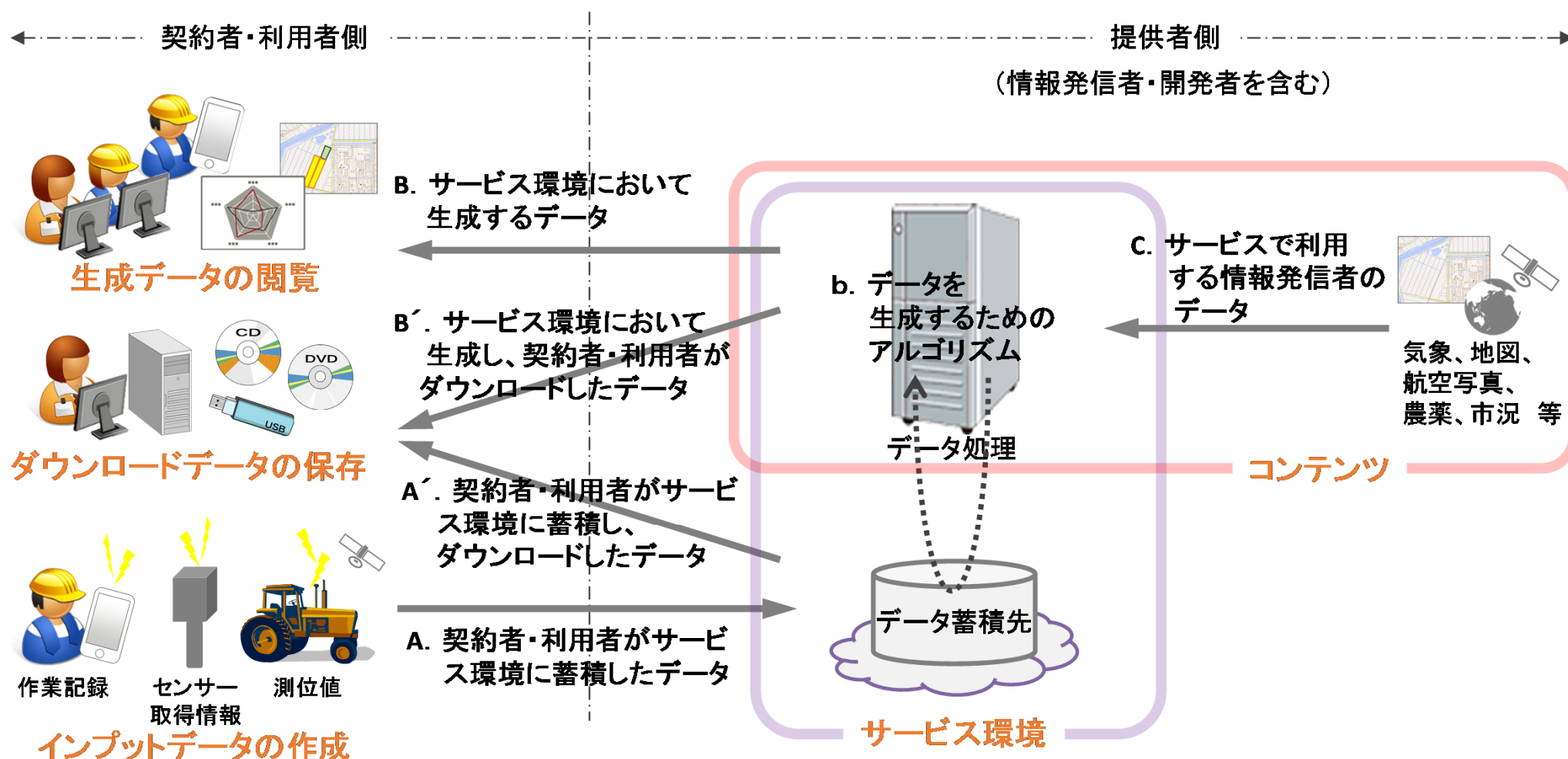
Ⅱ-3. 記録・収集情報の蓄積先によるシステムの分類

- 農業ITサービスで記録・収集される情報の蓄積先（サービス環境）によって、システムは大きく3分類に整理される



Ⅱ-4. 農業ITサービスに係るデータの種類と帰属

- 農業ITサービスで使用するデータの種類の種類は、大きく3つに分類される
- A、A' 及びB' のデータは契約者に帰属し、
Bのデータは、アルゴリズムの寄与度等により、サービスによってデータの帰属が異なる



Ⅲ. 標準利用規約ガイド

Ⅲ-1. 農業ITサービス標準利用規約の構成

➤ ガイドは下記の構成で、各項に「規約文例」と「解説」を示している

(1) 総則

- ①規約の位置付け
- ②利用規約の効力・変更
- ③サービス契約の拒否・解約

(2) サービスの内容・改廃

- ①サービスの内容
- ②サービスの**変更・廃止**

(3) サービス利用に伴う責務

- ①禁止事項
- ②免責
- ③保証・賠償責任

(4) サービスに係る情報の取扱い

- ①権利関係
- ②データの取扱い
- ③データの再利用

(5) 準拠法・合意管轄

- ①合意管轄
- ②準拠法

(6) 附則

特に赤字項目を確認!!

Ⅲ-2 (1) 総則

①規約の位置付け

規約の位置付けや目的等が明示される

②利用規約の効力・変更

利用規約が成立する時点や規定される条項の優先順位、規約内容が変更される可能性とその手順等が示される

- 👉 利用契約の成立や、規約の効力の発生する時点は明確か？
- 👉 規約内容が変更される場合の手順等が示されているか？

③サービス契約の拒否・解約

提供者からの契約申込の拒否や利用契約の解約する場合や、契約者が**利用契約の解約を申し出る場合の手順**等が示される

- 👉 提供者からの利用契約の拒否・解約の事由が明確か？
- 👉 契約者からの利用契約の解約方法や条件が示されているか？
 - ✓ 申し出から解約希望日までの必要日数
 - 利用料の精算方法（払戻しの可否）が示されることもある

Ⅲ-2 (2) サービスの内容・改廃【1/2】

① サービスの内容

サービスの内容や利用方法等について示される

☞ 提供者によるサービスの内容や範囲（仕様）が明確か？

➤ 「サービス仕様書」として、利用規約とは別に示されることもある

Ⅲ-2 (2) サービスの内容・改廃【2/2】

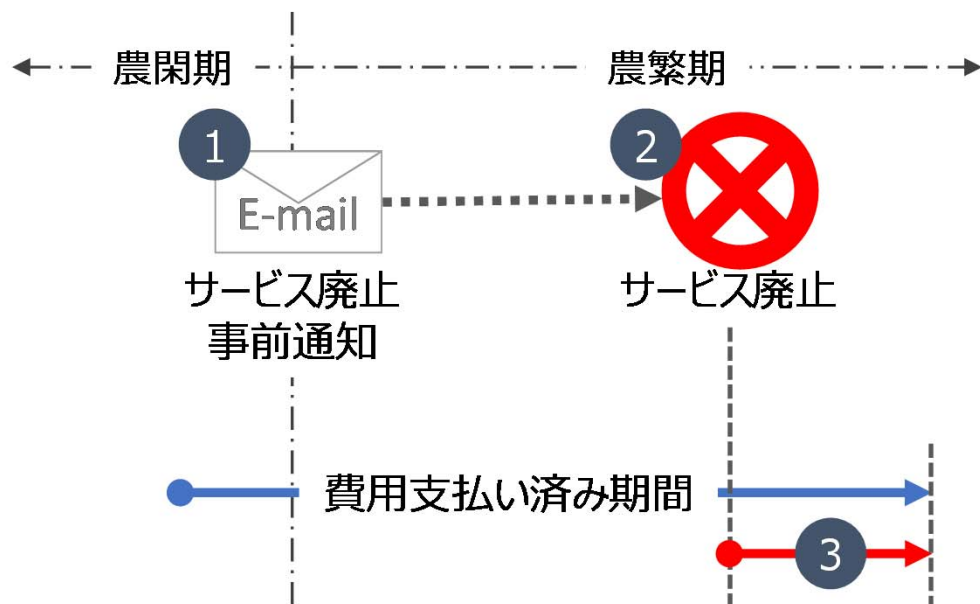
② サービスの変更・廃止

利用しているサービスが、提供者によって、
内容変更や廃止される可能性があること、その場合の手順等が示される

☞ サービス内容が変更される場合や廃止される場合の手順等が示されているか？

- ✓ サービスの変更・廃止についての通知の認知性
- ✓ 通知内容を確認し、対応を検討・実施するための期間
- ✓ 有償サービスの場合、サービス廃止の通知期間と、サービス利用料の支払い時期の関係、支払い済みの利用料の払戻しの規定

【もしサービスが廃止したら…】



【起こり得るトラブル】

- 1 いつの間にかサービスが廃止されている… 
- 2 農繁期にサービス廃止は負担が大きい… 
- 3 利用料はサービス廃止時期よりも後の分まで払い済み… 

本編18-20

Ⅲ-2 (3) サービス利用に伴う責務

① 禁止事項

サービス利用に伴う前提条件として、禁止事項が示される

☞ サービス利用に係る禁止事項が明確か？

➤ 「利用者の責務」として記述されることもある

② 免責

利用しているサービスが、提供者によって、停止される可能性があること、
その場合の手順等について示される

☞ サービス提供が停止される場合の手順等が示されているか？

- ✓ 定期的なメンテナンス等、予定されたサービス停止の事前通知の有無
- ✓ サービス停止についての通知の認知性
- ✓ 不測の事態等の対象となる事項の詳細明示

③ 保証・賠償責任

提供者によって保証される範囲や提供者が契約者に対して行う賠償について示される

☞ 提供者の免責事項が明確か？

☞ 提供者によるサービスの保証や賠償の範囲が明確か？

➤ 提供者や開発者が賠償その他一切の責を負わないことが示されることもある

Ⅲ-2 (4) サービスに係る情報の取扱い【1/2】

①権利関係

サービスにおいて提供者から契約者に提供される**コンテンツ等の知的財産権と、その取扱い**について示される

☞ 提供者や第三者の著作権等の知的財産権の範囲が明確か？

- サービスの機能として明示されていない「印刷」や「データのダウンロード」は、著作権に抵触することもある

②データの取扱い

契約者が**サービス環境に蓄積するデータの取扱い**や、契約者と提供者の間で提供・取得する個人情報等の取扱いについて示される

☞ サービス環境に蓄積するデータの取扱いが明確か？

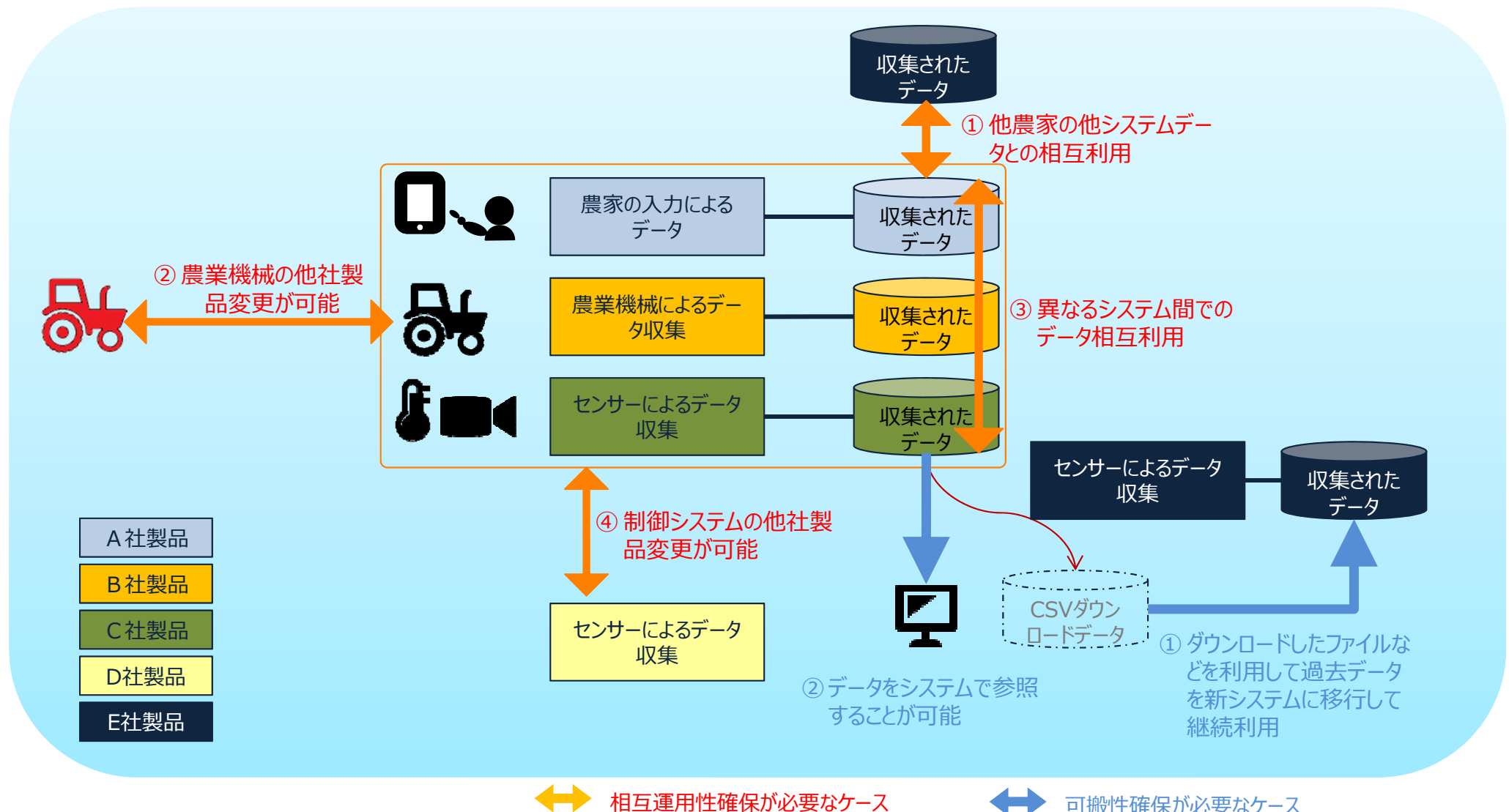
- ✓ データの帰属やバックアップ等の処置の責任範囲
- ✓ サービスの利用契約終了後のデータの取扱い

☞ サービス環境に蓄積するデータの**相互運用性**や**可搬性**が配慮されているか？

- ✓ 複数の機能やメーカーのセンサーのサービス接続可能性
- ✓ 他のサービスとの連携可能性
- ✓ 他のサービスへ変更する場合の、データ移行の容易性

☞ 個人情報等の対象や使用の範囲が明確か？

(参考) 相互運用性と可搬性のイメージ図



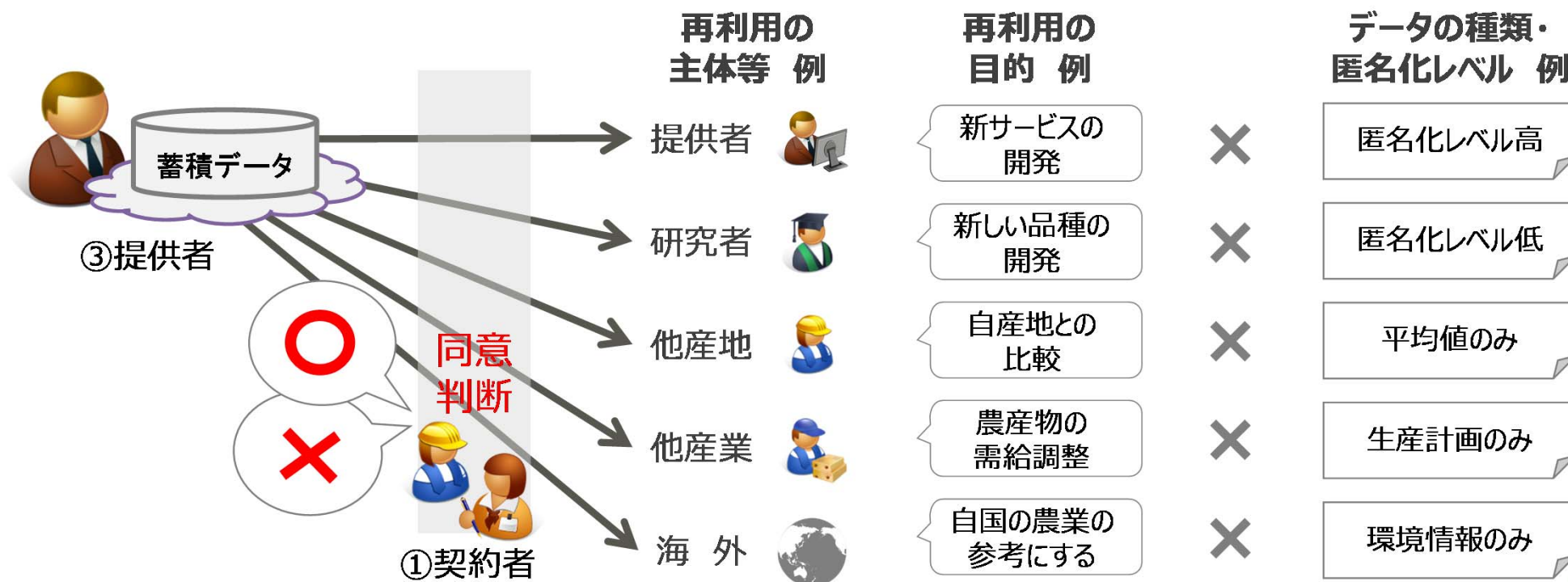
Ⅲ-2 (4) サービスに係る情報の取扱い【2/2】

③データの再利用

契約者がサービス環境に蓄積するデータについて、**提供者等がサービスの提供以外の目的でデータを使用(再利用)する場合の方法**が示される

☞ 提供者等がサービス環境に蓄積するデータを再利用する場合の方法が明確であるか？

- ✓ 蓄積するデータの性質に応じたデータの再利用に係る同意方法
- ✓ データを再利用する場合の目的と再利用をする主体の明確化
- ✓ データを再利用する場合の匿名化の必要性やそのレベルに係る合意



Ⅲ-2 (5) 準拠法・合意管轄、(6) 附則

(5) 準拠法・合意管轄

①合意管轄

契約者と提供者の間で訴訟が必要な場合に、どこで裁判を行うかが示される

②準拠法

国際私法において、規約内容の実態判断に適用される法律が示される

☞ 合意管轄や準拠法が示されているか？

✓ 裁判地の対象の妥当性

➤ 準拠法が定められない場合は、裁判地によって準拠法が決まる

(6) 附則

規約の制定日や改定日、適用日などが示される

☞ 規約の制定日や適用日が示されているか？

✓ 提供者が利用規約をいつ、どのように変更したかの履歴

Ⅲ-3. 農業ITサービス利用規約確認の視点

➤ 農業ITサービスの選定時には、特に下記の視点で規約を確認しましょう

0 ○ 農業ITサービスに係る取引先(候補)や指導員等は標準利用規約ガイドを知っている

- 1 ☐ 利用契約の成立や、規約の効力の発生する時点が明確である
- 2 ☐ 規約内容が変更される場合の手順等が示されている
- 3 ☐ 提供者からの利用契約の拒否・解約の事由が明確である
- 4 ☐ 契約者からの利用契約の解約方法や条件が示されている
- 5 ☐ 提供者によるサービスの内容や範囲(仕様)が明確である
- 6 ☐ サービス内容が変更される場合や廃止される場合の手順等が示されている
- 7 ☐ サービス利用に係る禁止事項が明確である
- 8 ☐ サービス提供が停止される場合の手順等が示されている
- 9 ☐ 提供者の免責事項が明確である
- 10 ☐ 提供者によるサービスの保証や賠償の範囲が明確である
- 11 ☐ 提供者や第三者の著作権等の知的財産権の範囲が明確である
- 12 ☐ 個人情報等の対象や使用の範囲が明確である
- 13 ☐ サービス環境に蓄積するデータの取扱いが明確である
- 14 ☐ サービス環境に蓄積するデータの相互運用性や可搬性が配慮されている
- 15 ☐ 提供者等がサービス環境に蓄積するデータを再利用する場合の方法が明確である
- 16 ☐ 合意管轄や準拠法が示されている
- 17 ☐ 規約の制定日や適用日が示されている

最新の情報公開ページ、更新すべき情報の提供先・問合せ先

IT総合戦略本部のURL

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/index.html>

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室

（問合せ先）

g.it-agriguideline@cas.go.jp

03-6910-0256